

千葉県リサイクル特別地区に係る資源物のごみステーション収集停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源集団回収等を積極的に行っている地区において、一層の自律的回収の促進及び、ごみステーション収集業務の効率化を図るため、資源回収団体等からの申し出により、市が行っている資源物（古紙・布類に限る。）のごみステーション収集を停止するリサイクル特別地区制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物 千葉県資源回収促進奨励補助金交付要綱（以下「促進奨励補助金交付要綱」という。）第2条第1号に規定する資源物をいう。
- (2) 資源回収団体等 促進奨励補助金交付要綱第2条第4号に規定する資源回収団体及びこれに準ずる団体をいう。
- (3) ごみステーション 千葉県一般廃棄物の適正排出に関する要綱第4条第1項に規定する集積所をいう。

(対象団体)

第3条 この要綱において、対象となる団体は、資源回収団体等とする。ただし、町内自治会等（町内自治会又は集合住宅の管理組合をいう。以下同じ。）以外の資源回収団体等については、当該地区の住民の総意に基づき町内自治会等と連名で収集停止の申し出をするものとする。

(停止基準)

第4条 資源物のごみステーション収集の停止（以下「収集の停止」という。）については、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 当該地区から出される資源物について、当該団体が責任をもって全て資源集団回収等により再資源化できること。
- (2) 団体未加入の住民を含む当該地区住民に対する資源集団回収等の周知及び一層の再資源化の促進を図り、かつ資源物の回収に問題が生じた場合、当該団体が責任をもって解決できること。
- (3) 資源集団回収等における回収回数は、資源集団回収団体等が指定する場所に資源物を出す回数が既に月2回以上であること。
- (4) ごみステーション収集に出される資源物が、当該地域から出される資源物（資源集団回収等を含む。以下同じ。）の重量比1割以下であること。

(事前協議)

第5条 収集の停止を申し出しようとする団体は、あらかじめ市と事前協議を行うものとする。

2 事前協議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市は制度の趣旨等を十分説明するとともに、当該地区におけるごみステーション収集実態を概ね1か月程度調査し、前条第1号及び第2号に掲げる基準を満たしているかを判断するものとする。
- (2) 収集の停止を申し出しようとする団体は、前条第3号に掲げる基準を満たすことができる旨を示すものとする。
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(停止の申出)

第6条 収集の停止を申し出しようとする団体は、資源物のごみステーション収集停止申出書（様式第1号）に必要事項を記載して市長に提出するものとする。

(停止決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申出内容を精査し、第4条各号に掲げる基準を満たしているかどうかを判断し、収集の停止又は継続の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により収集の停止又は継続の決定をしたときは、資源物のごみステーション収集停止（収集継続）決定通知書（様式第2号）により、収集の停止を申し出した団体に通知するものとする。

(申出事項の変更・収集の再開)

第8条 前条の規定により収集の停止の決定を受け、リサイクル特別地区に指定された団体（以下「指定団体」という。）が、申出事項に変更が生じた場合又は資源物のごみステーション収集の再開（以下「収集の再開」という。）の申し出をしようとする場合は、資源物のごみステーション収集変更（収集再開）申出書（様式第3号）に必要事項を記載して、市長に提出するものとする。

2 前項の規定により、収集の再開の申出を受けた場合又は第4条の基準を満たさなくなると認められる場合は、市長は速やかに当該団体に対し資源物のごみステーション収集再開決定通知書（様式第4号）を通知し、収集を再開するものとする。

(報告)

第9条 指定団体は、年度ごとに、翌年度の7月10日までに資源物のごみステーション収集停止に係る報告書（様式第5号）を提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資源物のごみステーション収集停止申出書

年 月 日

(あて先)
千葉県長

	団体名	_____	(登録番号	_____)
	代表者	住所 〒	_____	_____
申出団体	氏名	_____	(連絡先電話番号	_____)
		(連絡先電子メールアドレス)	_____	@
	担当者	住所 〒	_____	_____
	氏名	_____	(連絡先電話番号	_____)
		(連絡先電子メールアドレス)	_____	@

※申出団体が町内自治会等以外の場合は、町内自治会等との連名でお願いします。

(当該区域の町内自治会等)	
町内自治会等名	
住所 〒	
会長名	(連絡先電話番号)
(連絡先電子メールアドレス)	@

下記のとおり地区内における資源物（古紙・布類）のごみステーション収集の停止を申し出します。

なお、ごみステーション収集の停止の決定を受けた場合、当地区から排出される資源物について、当団体が責任をもって全て資源集団回収等により再資源化し、かつ、団体未加入の住民を含む当該地域住民に対する資源集団回収等の周知及び一層の再資源化の促進を図るための啓発活動を行います。

記

- 1 ごみステーション収集停止地区
区 付近

※必ず団体の収集停止地区と地区内のごみステーションの位置がわかる地図を添付してください。

- 2 ごみステーション収集停止に係る開始希望日
年 月 日

※収集停止に係る開始日は、必ずしも開始希望日になるとは限りません。

- 3 団体の活動状況

参加世帯数	_____	資源集団回収日	_____
当該地区の世帯数	_____	回収業者	_____

※ 資源集団回収に関する問い合わせに対し、担当者の連絡先を紹介する場合があります。

資源物のごみステーション収集停止（収集継続）決定通知書

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者) 様

千葉市長

年 月 日付けで申出があった資源物(古紙・布類)のごみステーション収集の停止について、収集を停止(収集を継続)することを決定したので、通知します。

記

1 ごみステーション収集停止地区

区 付近

2 ごみステーション収集停止に係る開始日

年 月 日

3 その他

(※収集を継続する場合)

1 ごみステーション収集を継続する理由

2 その他

資源物のごみステーション収集変更（収集再開）申出書

年 月 日

（あて先）
千葉県長

	団体名	_____	(登録番号	_____)
	代表者	住所 〒	_____	_____
申出団体	氏名	_____	(連絡先電話番号	_____)
	(連絡先電子メールアドレス)	_____	@	_____
	担当者	住所 〒	_____	_____
	氏名	_____	(連絡先電話番号	_____)
	(連絡先電子メールアドレス)	_____	@	_____

※申出団体が町内自治会等以外の場合は、町内自治会等との連名でお願いします。

(当該区域の町内自治会等)			
町内自治会等名	_____		
住所 〒	_____		
会長名	(連絡先電話番号	_____)	
(連絡先電子メールアドレス)	_____	@	_____

下記のとおり地区内における資源物（古紙・布類）のごみステーション収集の停止について、
（ 収集の変更 ・ 収集の再開 ）を申し出します。

※申し出をする内容に必要な事項を記入してください。

記

1 ごみステーション収集の変更

(1) 収集停止地区

区 付近

※必ず団体の収集停止地区と地区内のごみステーションの位置がわかる地図を添付してください。

(2) 担当者連絡先

住所 〒	_____		
氏名	(連絡先電話番号	_____)	
(連絡先電子メールアドレス)	_____	@	_____

(3) その他

2 ごみステーション収集の再開

(1) 理由

(2) 再開希望日

年 月 日

※ 資源集団回収に関する問い合わせに対し、担当者の連絡先を紹介する場合があります。

資源物のごみステーション収集再開決定通知書

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者) 様

千葉市長

年 月 日から停止していた資源物（古紙・布類）のごみステーション収集の停止について、
収集を再開することを決定したので、通知します。

記

1 ごみステーション収集再開地区

区 付近

2 ごみステーション収集再開日

年 月 日

3 理 由

資源物のごみステーション収集停止に係る報告書

年 月 日

(あて先)
千葉市長

	団体名	(登録番号)
	代表者 住所 〒	
申出団体	氏名	(連絡先電話番号)
	(連絡先電子メールアドレス)	@
	担当者 住所 〒	
	氏名	(連絡先電話番号)
	(連絡先電子メールアドレス)	@

※申出団体が町内自治会等以外の場合は、町内自治会等との連名でお願いします。

(当該区域の町内自治会等)
町内自治会等名
住 所 〒
会長名 (電話番号)
(連絡先電子メールアドレス) @

下記のとおり地区内における資源物(古紙・布類)のごみステーション収集停止の状況について報告します。

記

1 ごみステーション収集停止地区

区 付近

※必ず団体の収集停止地区と地区内のごみステーションの位置がわかる地図を添付してください。

2 団体の活動状況

参 加 世 帯 数		資源集団回収日	
当 該 地 区 の 世 帯 数		回 収 業 者	
資源集団回収のPR状況			
ごみステーション収集日に出された資源物への対応状況			
ごみステーション収集停止による問題等			

3 担当者の変更の有無

(変更あり・変更なし)

※資源回収に関する問い合わせがあった場合、市民の方に紹介する場合があります。